

# R3年度に実施した 経常建設共同企業体（経常JV）の基準改正について

単体企業との公平性を確保し、経常JV制度の目的に沿った適切な運用を図るため、関係基準について以下の改正を行いましたのでお知らせします。

## 関係基準の改正 【①②：工事種別の等級区分基準 ③④：経常建設共同企業体運用基準】

### （改正前）

- ① I及びII等級の格付けに係る特定建設業要件の規定については、**少なくとも構成員の1者**が特定建設業の許可を取得していることを要件とする
- ② 昇格にあたっては、「下位経過年数」及び「等級区分点に20点を加えた総合点」を**要件としない**
- ③ 構成員は、個々の建設業者として特定建設工事共同企業体へ**参加できる**
- ④ 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

改正

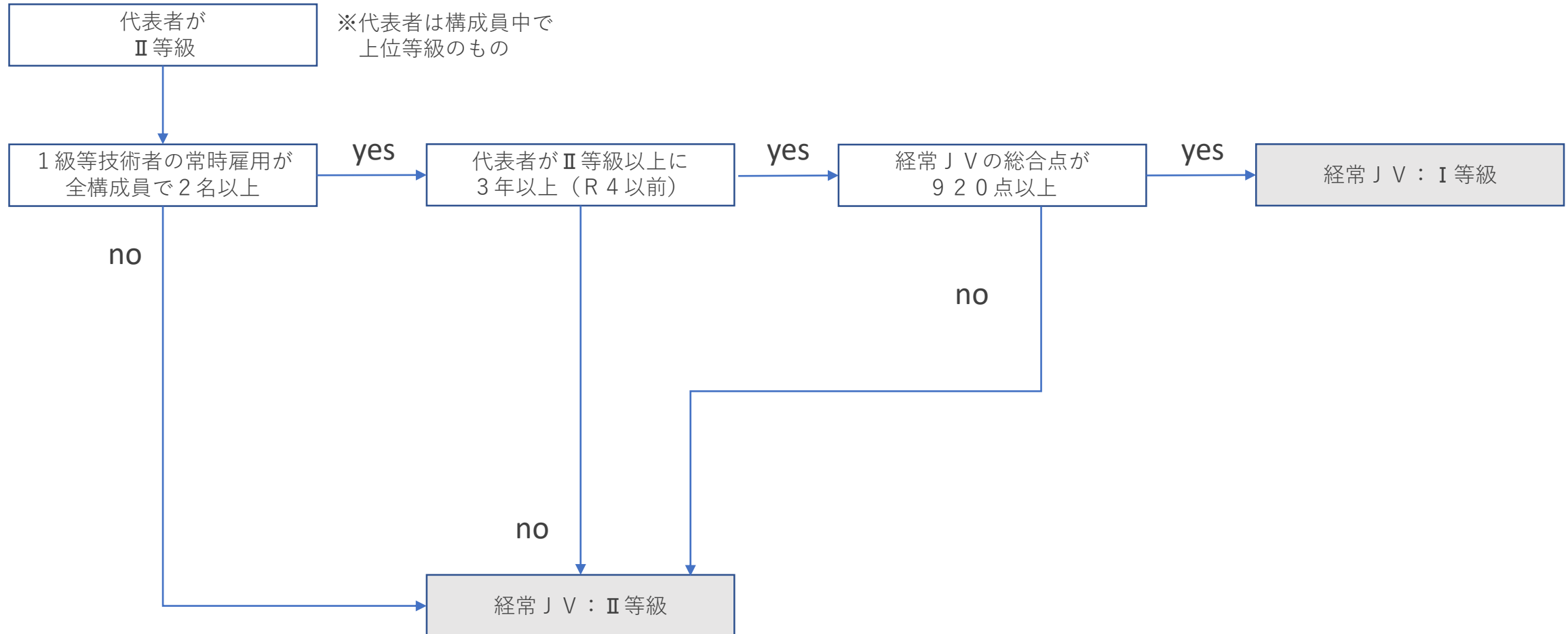
### （改正後）

- ① I及びII等級の格付けに係る特定建設業要件の規定については、**代表者**が特定建設業の許可を取得していることを要件とする
- ② 昇格にあたっては、「下位経過年数」及び「等級区分点に20点を加えた総合点」を**要件とする**
- ③ 構成員は、個々の建設業者として特定建設工事共同企業体へ**参加できない**
- ④ 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。  
**ただし、構成員の内、下位等級の者は代表者になれない。**

<参考> 経常JV制度は、中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力の強化が可能となることを目的としています。

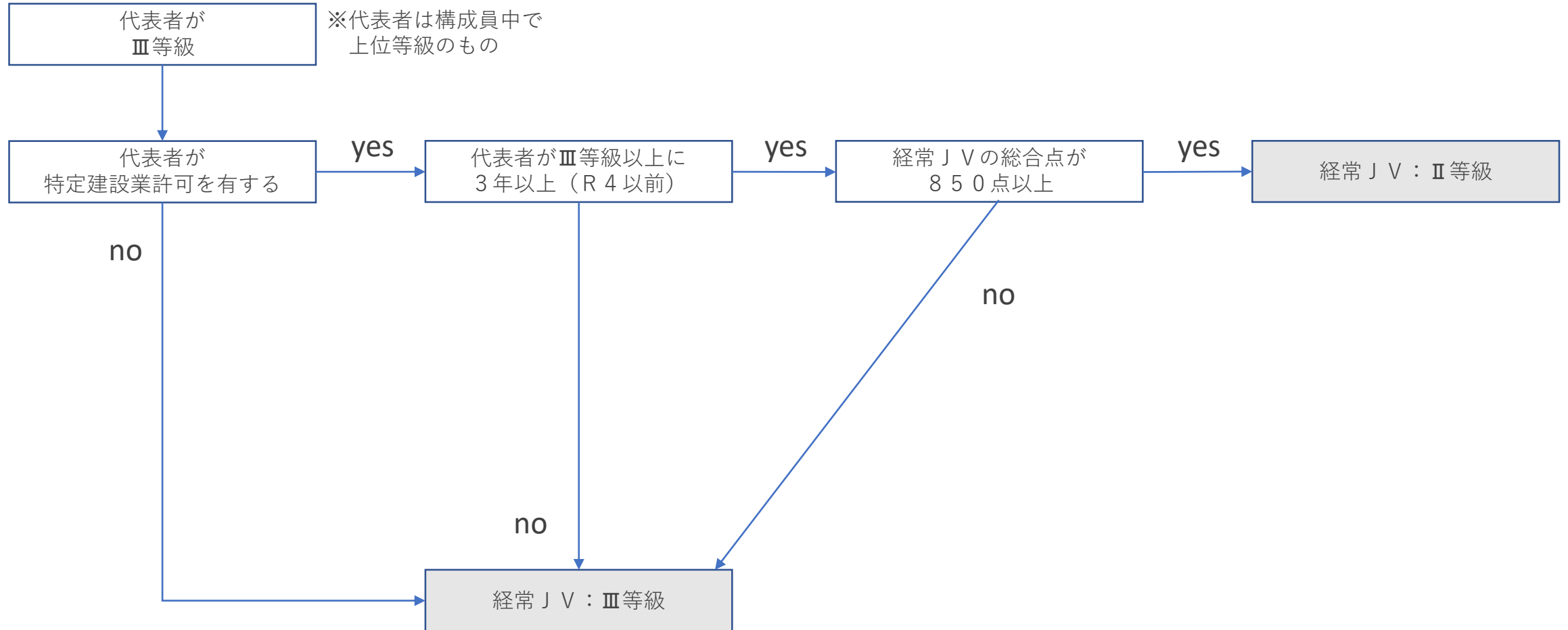
# R3年度に実施した 経常建設共同企業体（経常JV）の基準改正について

## 格付けフロー図（代表者がⅡ等級のケース）



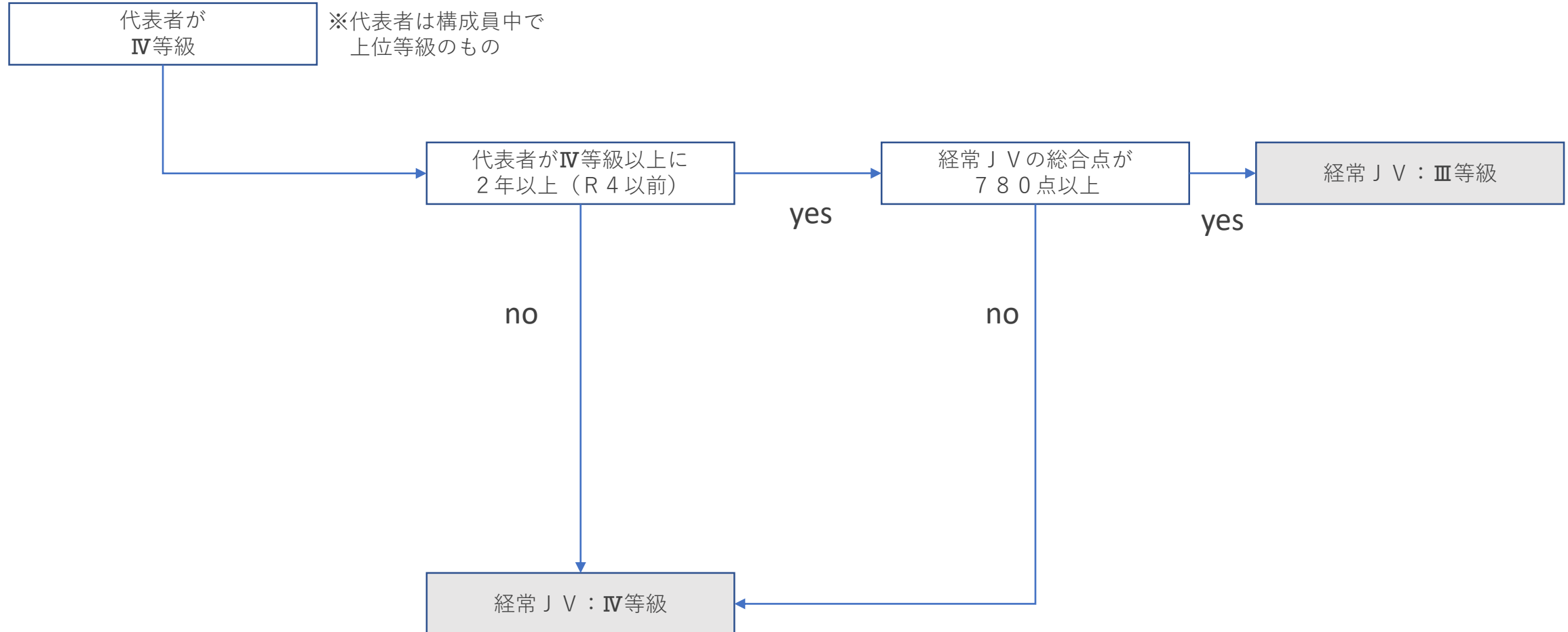
# R3年度に実施した 経常建設共同企業体（経常JV）の基準改正について

## 格付けフロー図（代表者がⅢ等級のケース）



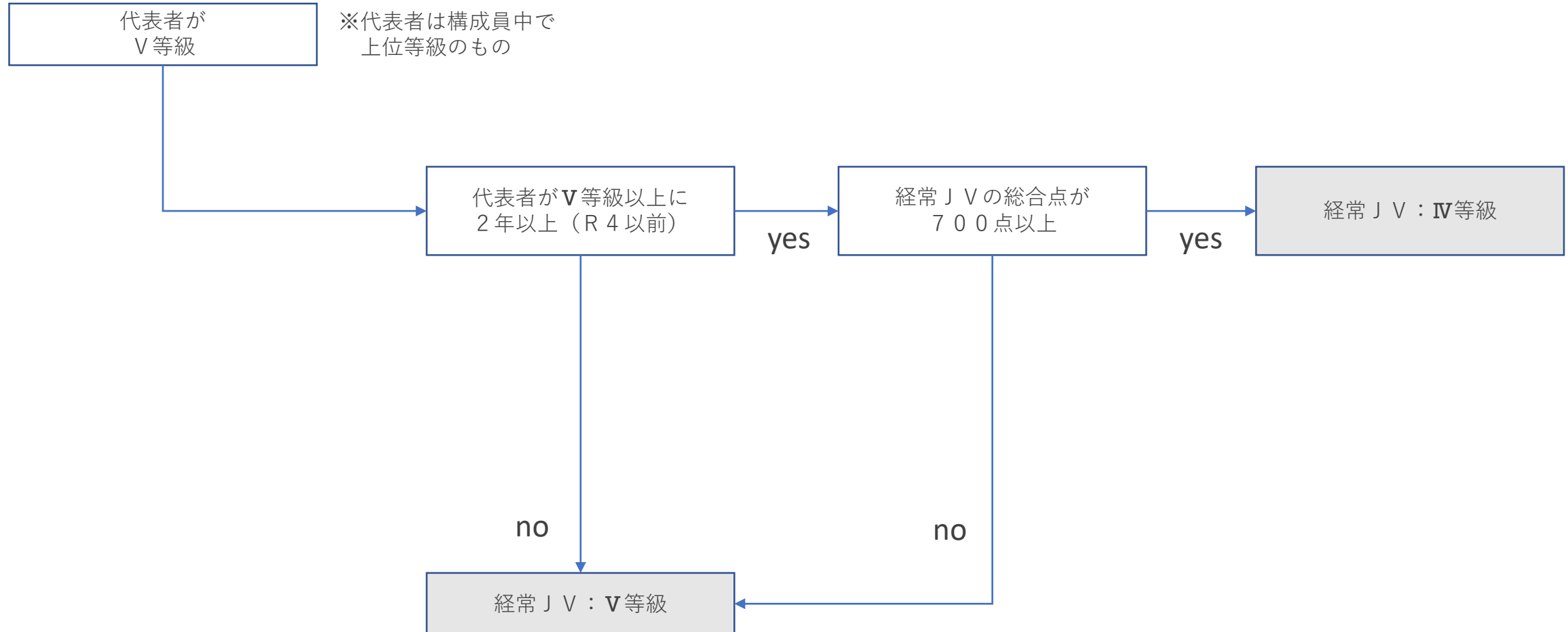
# R3年度に実施した 経常建設共同企業体（経常JV）の基準改正について

## 格付けフロー図（代表者がIV等級のケース）



# R3年度に実施した 経常建設共同企業体（経常JV）の基準改正について

## 格付けフロー図（代表者がV等級のケース）



# R 5 年度 経常建設共同企業体（経常 J V）について

Q 代表者は上位等級のものという規定があるが、同一等級同士で結成する場合は、総合点が上位のものとする必要があるか。

A 同一等級の場合は、自主的に代表者を決定していただいて構いませんが、経常 J V の格付けに際しては代表者の経過年数が要件となりますので留意ください。

Q 等級の経過年数が不明なので教えてほしい。

A 3月15日以降、ホームページで公開しますので、ご利用ください。

Q 構成員の経過年数は考慮しないのか。

A 代表者の経過年数で格付けを行います。

Q 経常 J V としての総合点を試算したい。

A 試算シート（エクセル）をホームページで公開しますので、ご利用ください。